

News Letter 2026年6月号

資金調達の「先」を支える新制度 「モニタリング強化型特別保証」のご案内



経営革新等支援機関推進協議会

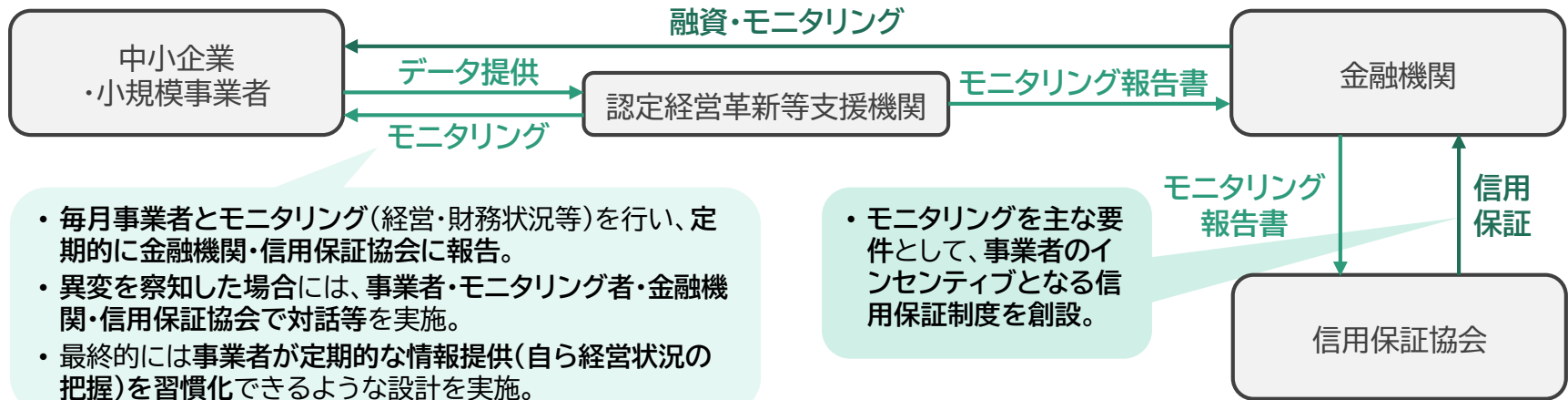
CONTENTS

- 1 モニタリング強化型特別保証とは
- 2 制度の概要
- 3 保証料率
- 4 この制度のメリット
- 5 申込み前に確認すべき注意点

① モニタリング強化型特別保証とは

中小企業者が認定経営革新等支援機関と連携して、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、金融機関及び信用保証協会に経営状況等を報告する制度です。

経営状況の変化を早期に捉えることで、金融機関及び信用保証協会による適時・適切な経営支援等に繋げることを目的としています。



【参考】<認定経営革新等支援機関向け>モニタリング強化型特別保証制度のモニタリングについて(中小企業庁 金融課)

② 制度概要

資格要件	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者。 なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る。
保証限度額	2億8,000万円 ※1企業の保証限度額となることから、複数の保証協会利用分を合算した保証限度額となる。
保証割合	責任共有対象(80%保証)
対象資金	事業資金(運転資金・設備資金・運転設備資金)
対象金融機関	各信用保証協会と約定を締結している金融機関
貸付形式	証書貸付または手形貸付
返済方法	一括または分割返済
保証期間	10年以内(据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内)但し、一括返済の場合は1年以内
担保	必要に応じて徴求するものとする。
保証人	必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。
添付資料	保証協会所定の申込資料のほか、「モニタリング強化型特別保証制度申込人資格要件申告書兼誓約書」を添付するものとする。
取扱期間	令和8年3月16日から令和11年3月31日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものとする。

[【参考】<認定経営革新等支援機関向け>モニタリング強化型特別保証制度のモニタリングについて\(中小企業庁 金融課\)](#)

③ 保証料率

- 借入金額に対して次の表に定める料率が適用されます。
- 信用保証協会への保証申込日が令和8年3月16日から令和9年3月31日までの場合、次の表に定める補助率に相当する額を国が補助されます。
- 本制度の取扱期限は令和11年3月31日(保証申込受付)ですが、令和9年4月1日以降の保証申込について、補助の有無や補助を実施する場合の補助率は未定です。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助率(%)	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22
事業者負担(%)	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23

※担保割引・会計参与設置会社・その他定性要因割引は適用しない。

条件変更保証料は補助対象外。

事業者選択型経営者保証非提供制度の対象となるが、上乗せ分の保証料については補助対象外。

事業者の実質負担は
0.23～0.95%!

[【参考】<認定経営革新等支援機関向け>モニタリング強化型特別保証制度のモニタリングについて\(中小企業庁 金融課\)](#)

④ この制度のメリット



コスト面

従来

金利に加えて
保証料もまるまる負担



本制度

国の補助で、実質負担は
「0.23%~0.95%」に！



経営面

借りた後は、自力で
返済と資金繰りを管理



毎月、会計のプロと一緒に
資金繰りを確認！



変化への備え

業績が悪化し、手遅れに
なってから銀行に相談



変化の予兆を捉え、傷が浅
いうちに中小企業者・認定
経営革新等支援機関・金融
機関・信用保証協会による
4者で対策を協議！

⑤ 申込み前に確認すべき注意点



月次モニタリング(報告義務)の継続が必要

借りて終わりではなく、毎月しっかり数字を出せる体制(自計化など)を整えることが大前提です。



申込期限に注意

国の保証料補助を受けるには「令和9年3月末まで」の保証申込が必要です。(制度の取扱期間自体は令和11年まで)



最後までご覧いただき ありがとうございました

▼▼今回の内容の公的サイトリンクは概要欄へ▼▼